



ゆりの木南新聞

2025 年 5 月後半号

月 2 回の定期発行になりました

■ お知らせ内容 ■

- 大規模修繕工事に関連した個別事情判定のお知らせ
- 粗大ごみと植木鉢廃棄について
- 号棟別の「片付け推奨日程」情報
- バルコニーの植木鉢の臨時置場の設置
- 通常総会の日程のお知らせ

※連絡先一覧/管理組合投稿シートは 6 月前半号に掲載します
(空白の投稿シートは管理事務所で入手できます)

大規模修繕工事に関連した個別事情判定のお知らせ

今回の大規模修繕工事では、屋上・外壁などの団地内共通部分の修繕だけでなく、住戸ごとに個別性のある事情に対しての対応策も検討されています。例えば既に内窓を設置している住戸が約 50 軒ありますが、その中で内窓をそのままにして窓サッシ更新ができる状況の住戸もあれば、どうしても現在の内窓を一旦撤去してから窓サッシ更新をする状況の住戸もあることが判明しています。そのほかに窓周辺のブラインド・後付け網戸レール・ウインドエアコン・玄関ドア網戸などがある住戸でも 1 軒 1 軒個別状況に対して工事の可否判定をしました。その結果、1 号棟から 4 号棟までの全 265 住戸のうちで上記のような個別事情のある合計 117 住戸に対しては、判定結果と選択シナリオとをお知らせします。(判定結果は全部で 30 パターンになりました)

「支障なし」の住戸以外は、お知らせに記載した選択シナリオから選んで「回答書」に記入して管理事務所に投函してください。回答の提出締切日は「2025 年 6 月 5 日(木)」です。

なお選択回答前に相談を希望する住戸は、締切日を待たずできるだけ早めに管理事務所に連絡してください。

(裏面に続く)

粗大ごみと植木鉢廃棄について

大規模修繕に伴い、窓付近やバルコニーにある不要物を廃棄したい住戸が急増しています。使わなくなった家電や家具などの「粗大ごみ」に関しては、練馬区の粗大ごみ廃棄のルールに従って処分してください。（ごみ処理に関する情報は「くらしガイド」にも書かれています）

通常「土」は廃棄できないのが練馬区の家ごみルールです。植木鉢処理にお困りの住戸が多数ありますが、今月末に設置する「植木鉢臨時置き場」の片隅に、植木鉢廃棄場所を配置します。その場所に植木鉢を持ち込んで、①植物、②土、③植木鉢、④石や発砲スチロール、と分別廃棄するごみ箱を用意します。最終的に分別された土などの廃棄物は組合がまとめて通常ごみではなく産業廃棄物として処分します。植木鉢は団地内の草地などには投棄や植え込みを絶対にしないでください。

号棟別の「片付け推奨日程」情報

大規模修繕工事にともない、窓サッシ更新・玄関ドア更新・バルコニー修繕の工事のために、その付近の荷物の片付けが必要になります。号棟や住戸ごとに工事日程が異なりますが、片付け作業は何日も前もって実施する必要があるので、各号棟での大まかな「片付け推奨日程」を提示できるように工事業者に依頼しています。詳細が決まり次第、工事業者から発信してもらいます。

バルコニー植木鉢の臨時置場の設置

大規模修繕工事の期間中、各戸のバルコニーにある植木鉢を臨時に設置する場所を確保します。2号棟と3号棟と保育園に囲まれた竹柵の中にある草地の場所に、植木鉢を置ける棚を設置します。植木鉢以外の物は置けません。目隠しフェンスも設置します。この場所は誰でも立ち入れる場所なので、植木鉢の盗難被害などは個人の責任で対応してください。マナーを守って共同利用をお願いします。水やり用じょうろなどの道具の無償提供は歓迎です。水道栓を近くに仮設します。植木鉢廃棄場所も併設します。

植木鉢以外の物体の置き場に関しては、組合相談に連絡するか、個人での対処をお願いします。

第 42 回通常総会の日程のお知らせ

ゆりの木南新聞 5 月前半号でもお知らせしましたが、第 42 回通常総会は、下記の日程で開催します。

◆日時：6 月 29 日(日) 10:00～12:00

◆会場：光が丘第八小学校視聴覚室およびオンライン中継

議案書と出欠票・議決権行使書は日程が近づきましたら配布します。